

パートII「その2」

柳検察官が自ら検察官面前供述調書（甲14号証）
をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証します。

平成3年12月20日、柳検察官は銀行員の「上申書」に合わせて、オリックスアル
ファ融資担当者 川合 潤治の検察官面前供述調書（甲14号証）を自ら録取して、協力
預金話の「被害状況」と「取引状況」をデッチ上げ、補強証拠をコピー偽造した。

柳検察官が川合 潤治 の基本的人権を無視して自ら検察官面前供述
調書（甲14号証）をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証します。

供述調書（P1～P15）を検証してください

下状漢字
様式 第17号

前一字	住所	[REDACTED]	職業	会社社員	電話	[REDACTED]	氏名	川合 潤治	昭和	[REDACTED]	年	[REDACTED]	月	[REDACTED]	日生	(二十七歳)
右の者は、平成三年二月二〇日東京地方検察庁 において、本職に対し、任意次のおり供述した。 一 私ハリース 割賦金 三融 米等モ一言た オリックス・アルファ株 式会社 二 昭和二年四月から 供述調書 検察庁 勤め同社 東京営業主任 部長兼第一課長として リース 金融業務に従 事しておりました。 三 本年六月一日株式会社 会社ウエイアウトスポ ン ュ 各五〇億円の融資して おりますのでその後 ます。																

川合潤治

『本年六月十三日株式会社ウェイアウトスポーツ及び有限会社マッシュに対して預金担保で各五〇億円融資しておりますのでその経緯等についてお話しします。』

皆様、どこに『預金担保の融資取引がありますか?』

オリックスアルファ融資担当者 川合 潤治が、全く経験していない、はじめから『この世に存在しない』取引を供述させられた「事実」なのです。

柳検察官は川合 潤治を検察庁に呼びつけ、銀行員が川合 潤治に支払った「マージンやリベート」を受け取っている事実をネタに「リベートを取れば共犯者だ!」「刑務所にブチ込む!」などと脅し「上申書」に合わせた「被害状況」と「取引状況」を「供述調書」で、デッチ上げたのです。(第2部『室岡塾』参照)

平成4年1月16日、オリックスアルファは東証2部上場企業として「債権譲渡契約書」を東海銀行と締結し、お互いに取締役会で承認された「約束手形債権」(CP)金融商品一式を用いた民事取引として処理されてる「事実」です。

そこに、オリックスアルファ、はじめノンバンクが「被害者」になれる「被害状況」と「取引状況」は存在しないのである。

オリックスアルファ社内で、一介の単なる27歳の融資担当者であり「約束手形債権」(CP)金融商品一式を運ぶだけの(運び屋)川合 潤治が経験したことのない「被害状況」と「取引状況」を、柳検察官が自らデッチ上げた検察官面前供述調書(甲14号証)が「職務犯罪行為」を立証したのです。

大きな問題である「事実」に**皆様が気付いて**欲しいのです。

それは、前述したようにオリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作する民事取引を秋葉原支店と行い金利を得ただけで「犯罪」など何処にも存在しない「事実」です。

オリックスアルファは、警視庁に「告訴状」も「被害届」も出せないことです。当然のこと出していない「事実」に**皆様が気付いて**欲しいのです。

この「供述調書」に **騙されないで欲しいのです！**

オリックスアルファから警視庁に「告訴状」が提出され警視庁捜査二課が徹底的に融資担当者である川合 潤治に、融資した被害状況、取引状況を聞き、裏取り捜査して、柳検察官が検察官面前供述調書（甲 14 号証）を作成するのが法に則した刑事手続です。

警視庁捜査二課は「被害者」銀行として、平成 3 年 7 月 29 日、東海銀行の「告訴状」を受理していますから川合 潤治から「被害状況」を聞く必要が何もありません。ですから川合 潤治から何も聞きません。聞いていません。

どうか皆様、日本という国には民事不介入という原理原則がありますので騙されないで欲しいのです。柳検察官は平成 3 年 12 月 18 日 19 日、二日かけて民事取引を無視した「上申書」を作成した翌日、今度は自ら平成 3 年 12 月 20 日検察官面前供述調書（甲 14 号証）で有りもしない「被害状況」と「取引状況」をデッチ上げたのです。

柳検察官が融資担当者である川合 潤治に、はじめから『この世に存在しない』被害状況と取引状況を供述させて本件詐欺事件をデッチ上げている「職務犯罪行為」であることを **「知って」欲しいのです。**

この「職務犯罪行為」で作成された、検察官面前供述調書を裁判所に公判検事が「被害状況」の立証証拠（甲 14 号証）として、証拠請求し証拠採用されている恐ろしい「事実」を **「知って」欲しいのです。**

第 6 章で述べたとおり裁判所が、はじめから『この世に存在しない』被害状況「被害金」と承知して「有罪」を宣告した「職務犯罪行為」の証拠なのです。

闇の執行人柳検察官が、銀行員の「上申書」に合わせたはじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を、協力預金担保融資取引「オリックスアルファ⇔借受名義人マッシュ・ウェイアウトスポーツ」とオリックスアルファの「被害金」をデッチ上げた「職務犯罪行為」の証拠です。検察官面前供述調書（甲 14 号証）を検証してください。

先ほど提示した「供述調書」の続きです。(左下番号2です。)

副加
二字

三	この両社に対する預	金担保による融資は	いゆゆる協力預金と	呼ばれるもので当社	から借主に融資も行	い借主はこれと銀行	に定期又は通知預金	しその預金を当社に	担保提供してもらっ	て受取設定を行い銀	行から受取設定する承	諾を受けるといふも	のです。	検査庁	この預金は銀行側にと	ては預金残高がでても	というメリットがあり	また借主は預金全額を	借入利息との差額を	負担するとのことあり	ます。銀行に対し預	金実績を作る等のメ	リットがあると言わ	れております。	予して融資を行う
---	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----------	------	-----	------------	------------	------------	------------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------	---------	----------

副加
二字

副
一字
副
一字

四	例にとりては融資した	資金に受取が設定さ	れて資金が銀行に凍	結せられますので回	収口確定でまわめて	安全な融資方法と	いえるので	予りためこのように	預金担保融資に際し	ては他の不動産を担	保とする融資等と区	べて融資における書	査が簡便なものです。	検査庁	このいわゆる協力預	金に申しましたのは銀行	からの紹介を受けて	融資を行うのがほと	んどでありました。	予の融資手続は	すが銀行を介して融	資の申込みを受けま	す。データバンクから	借主の会社の資料を	収集するほか相手の
---	------------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	-------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	-----	-----------	-------------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	------------	-----------	-----------

削一字
削一字
削一字
削一字
削一字

珠算簿や納税証明書
 等と銀行を介する等し
 て受領し、その~~推~~を
 資料として、融資と
 行うに当り~~推~~た~~推~~の
 稟議書を作成し、~~推~~認
 を受けると、~~推~~特結
 融資の実行と進むわ
 りです。
 契約に際しては、借主
 とする会社側から
 全借消支貸借基本
 簿
 銀行夜金担~~推~~保差入
 書
 質取設定承諾書
 一雙取納束手形
 等を作成して、もつた他
 融資した資金について
 は、銀行に預金し、それ
 に当り、その受取を設
 ること、や、融資に対す
 る利息を天引きして、
 受領するもので、利息分

検査庁

削一字
削一字
削一字

について、日備主側で用
 意して、当社に融資す
 る天引き利息を差し引
 いた額と合わせて、銀行
 に定期又は通知預金し
 て、も、らうこととなる
 と、明らかになり、た、御返
 事、その場、で、返済、の、明、細、書、
 を、た、だ、その、利息、の、明、
 細、書、に、つ、き、ま、し、て、は、
 口、頭、で、利息、額、を、説明、し
 たり、ある、いは、後、から
 フ、ア、ッ、ク、ス、右、り、で、明、細、
 書、を、送、る、場、合、も、あ、り
 ます。
 予、り、て、融、資、之、実、行、日
 に、お、き、ま、し、て、は、担、保、
 者、が、銀行、へ、参、り、ま、す
 が、当、該、銀行、支、店、の、別
 段、預、金、に、当、社、から、利
 息、を、分、ち、差、し、引、いた
 融、資、金、が、送、金、す、れ、ば

検査庁

割加
二字

から電話で	毒本享代理	協力該金一てく	る会社が及つか	ウマイアラトスポ	ウとマツシユと	会社だが両社とも	五〇億円ずつ当	行に協力該金一	てくゆることな	たので融貸を	お願しいたい	検 察 庁	というほかあり、その	金利等の条件につい	ては	金利や期間、那	該社長のとま	同じに一ても	いたたい	と、いふこと、その	六月七日に融貸の	実行	そ、一、た、那、該	洋司に	対す	る、該、金、担、保、融、貸、と、同、一	の、条、件、に、一、て、ま、ら、い
-------	-------	---------	---------	----------	---------	----------	---------	---------	---------	--------	--------	-------	------------	-----------	----	---------	--------	--------	------	-----------	----------	----	-----------	-----	----	---------------------	-------------------

割三
字

割加
二字

加二
字

た、い、と、い、う、こ、と、で、し、た。	私、は、毒、本、代、理、か、ら	の、依、拠、を、受、け、当、社、の	財、務、課、に、貸、金、の、確、認	を、一、た、し、こ、ろ、貸、金、は	あ、る、と、い、う、こ、と、で、し	た、の、で、毒、本、代、理、に	融、貸、を、一、た、し、こ、ろ、電	話、で、話、さ、し、た、の、で、ま	う、一、一、七、の、後、毒、本	代、理、か、ら、両、社、の、連、帯、	担、保、書、を、一、た、し、こ、ろ、	送、算、書、を、一、た、し、こ、ろ、	送、付、し、た、の、で、	書、を、受、領、し、た、上、六、月	十一日、稟、議、書、を、作、成	し、ま、し、た。	六、月、一、二、日、承、認、が、あ	り、ま、し、た、の、で、同、日、契	約、手、続、を、東、海、銀、行、契	業、原、支、店、に、お、い、て、毒	本、代、理、の、立、会、い、の、下、	ウ、エ、イ、ア、ラ、ト、ス、ポ、一、ツ、の	ハ、ロ、ツ、一、社、長	と、契、約、書、類、を、作、成、し、て	ま、ら、し、ま、し、た。
----------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------	-------------------	-----------------	----------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	-----------------------	-------------	---------------------	--------------

削一字

削二字

毒本代理の旨では
マツシユモウエイア
ウトスポーツモオ
ーナノハ一措おの
で吉川社長に代
表してきてもら
た
というこであり、実際吉
川社長のマツシユの会社
の実印や印鑑証明書
を持参していただいた
内さいたく吉川社長
が手続 書 等 を 委ねら
れたいと判断せぬ
ました。
その際、 書 申し
上げたよう書類、全
額消費貸借基本おのり書、
等必要書類を作成し
てもらつたのと、融貸
条件につき、
返済日は九月一三日
で利息の未取り
す。

加一字
削一字

利息分を差し引い
た融資金に利息
相当分を両社の
方で用意して、
おと合めせて、秋
葉 金 支店に通知
預金 金 してもら
おと設定する
という話をしてありも
ちろん吉川社長もそ
う条件を承知してお
りました。
六、
予して翌文月一三日
東海銀行 支店 支店に
赴き、両社に外する融
資の実行を行いま
した。
当日、秋葉 支店 支店に
社からの利息分を差し
引いた融資金が東海
銀行秋葉 支店 支店の別
預金に入りましたの
で毒本代理に伝報して

削一字

削三字

借主側が入金する所
 息相当額と合わせて
 通知預金にしてもら
 いました。
 予てその結果通
 知預金通帳が作成さ
 れましたのでその内
 容を確認するとしても
 両社分の受取設定は
 諸依頼書の下部の受取
 設定承諾書欄に受取設
 定承諾書したことを示
 す。秋葉原支店長の印鑑
 の押おつて森本代理に
 承諾書おつたところ。支店
 長印等も押おつてきて
 くれたたの書です。
 私けその受取設定承
 諾書を受取し内通い
 各王の従前の通知預金
 に受取が設定されたこと
 判断し通知預金通帳
 及び受取設定承諾書等
 を持つて会社に交した

12

削一字

削二字

削一字

削一字

削三字

のです。
 このマツシユ及びびウエイ
 アウトスポーツに対する
 融資関係書類を提出
 します。
 このとき貸付官の右書類を受け取
 り、本明書の末尾に添付するこ
 とをいたしました。
 それらの字の中心に
 平成三年六月三日付の
 受取設定承諾書依頼書から
 エイアウトスポーツ及び
 マツシユ分をそれぞれ一通
 部あり。それらが下の
 店支店長と森本各社三
 名義の受取設定承諾書
 がついていきます。
 その分についての特
 受取設定承諾書と
 う文書の標題の付す
 てありませんが通常
 私いもは依頼書下部
 の点題以下に受取設定

13

加一字
削二字

承継書とさうてありま
す。
その二通の承継書の
日付はいずれも本
代理の方で記載した
と思ひます。またそ
の支店長印もついて
正取の手續を取つて
押付たものでも
正取の承継書に内装の
ないと思つてありま
した。

検 察 庁

もし、罪うた承
継書が、本代理が勝
手に作成偽造したも
のとかが、本代理が当
該通知預金にさしこん
だ後、取定小指手續を
とつて、預金を担保とす
る手續をとると、おく
預金を解約して、使用し
てしまふといふことが
わかつていたらもちろ
んさうした融資手續ま

14

削二字
削二字
加二字

右の通り録取して読み聞かせたと云ふ証のないことを申し立て署名押印した

と実行するにわた
り、まちんと取金に
後取定事承継手續
が右さし出したと考
之ていたから、本代
理がその依頼に応
じて両社に対して融資
手續をとつたもの
でした。

川 合 潤 治

検 察 庁

前 同 日

東京地方検察庁

検 事

柳 俊 夫

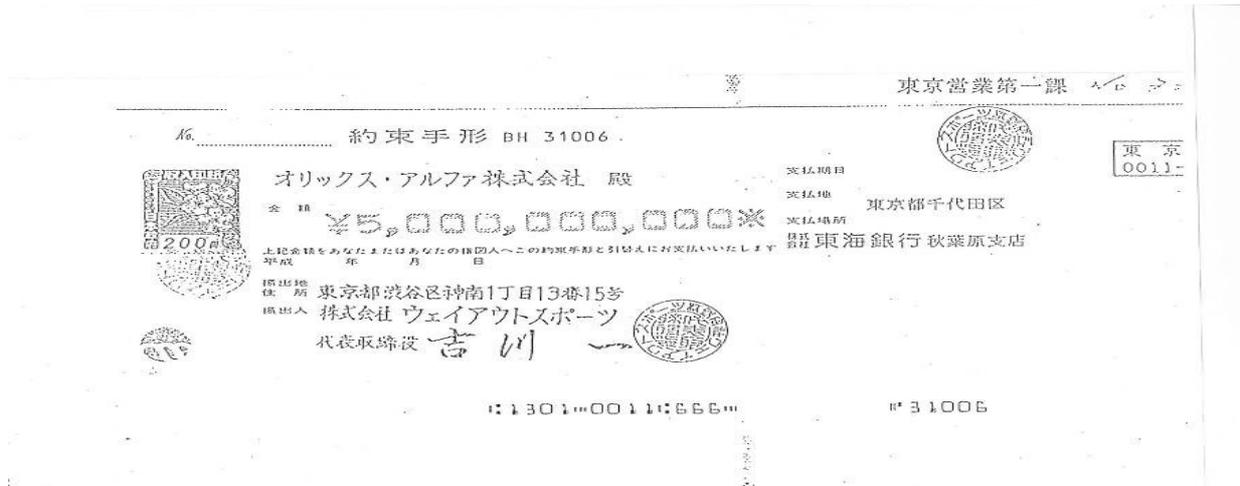
検察事務官 井 上

15

この供述調書は全て「デッチ上げ」です！

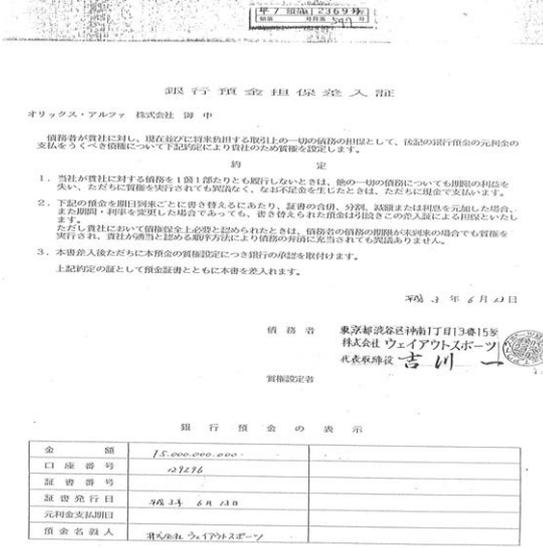
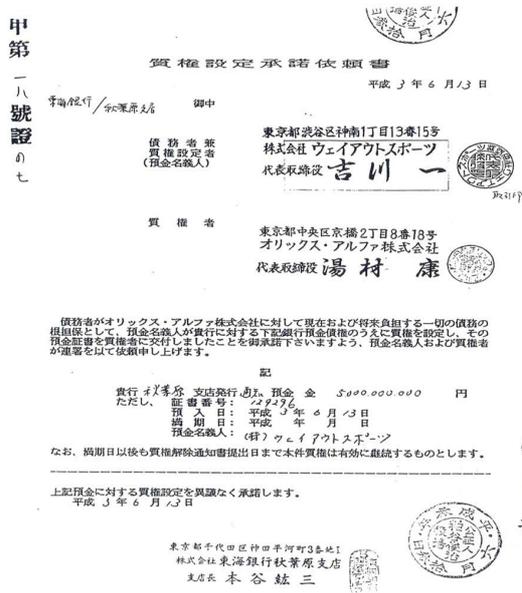
その証拠が（甲14号証）供述調書の補強証拠として添付された（1）「金銭消費貸借基本契約書」（写し）（2）「銀行預金担保差入書」（写し）（3）「質権設定承諾書」（写し）（4）「通知預金通帳」（写し）（5）「約束手形」（写し）が全てコピー偽造なのです。確認してください。

（5） ウェイアウトスポーツ名義の「約束手形」（写し）です。



（3） 「質権設定承諾書」（写し）

（2） 「銀行預金担保差入書」（写し）



（4） 「通知預金通帳」（写し）

①貴殿が作成した、検察官面前供述調書（甲14号証）は本当に川合 潤治が供述したと貴殿は国民に回答することができるのか？

絶対に回答できない。はじめから『この世に存在しない』協力預金の預金担保融資話を、この供述調書で「デッチ上げた」貴殿は回答できない。

貴殿の大嘘を立証する。

②貴殿に公開質問する。『銀行員個人が（3）「質権設定承諾書」を偽造したと供述させたが本当に「質権設定承諾書」を偽造したのか？

貴殿の「大嘘」を立証しますから証拠を検証ください。

柳検察官が「供述調書」でデッチ上げた（3）「質権設定承諾書依頼書」です！

甲
第
一
八
号
証
の
七

質権設定承諾依頼書

平成 3 年 6 月 13 日

東海銀行 / 秋葉原支店 御中

債務者兼
質権設定者
(預金名義人)

東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェイアウトスポーツ
代表取締役 吉川 一

質 権 者

東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 湯村 康

債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が実行に対する下記銀行預金債権のうえに質権を設定し、その預金証書を質権者に交付しましたことを御承諾下さいますよう、預金名義人および質権者が運器を以て依頼申し上げます。

記

貴行 支店発行 預金 金 5,000,000.000 円
ただし、証書番号: 289496
預入日: 平成 3 年 6 月 13 日
満期日: 平成 年 月 日
預金名義人: (株) ウェイアウトスポーツ

なお、満期日以後も質権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する質権設定を異議なく承諾します。
平成 3 年 6 月 13 日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社 東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 絃三

第
五
四
五
号

(甲14号証) 供述調書の補強証拠として添付された(3)「質権設定承諾書」(写し)「質権設定承諾書依頼書」です!

※押切印で「協力預金」の融資金を用いた「預金」を「拘束」をすることはできません。「預金」を「拘束」をするのであれば、支店長印でなければならないのです。

そもそも証書番号129296の「預金預入番号—00001」不存在では単なる「通知預金口座」なのです。預金口座では論外なのです。

オリックスアルファ融資担当者、川合 潤治は、預金担保融資の目的であるべき預金の存在を立証する「預金預入番号—00001」が存在しない場合は、単なる通知預金口座つまり「口座」を担保に取引はできません。

川合 潤治は当然のこと「預金預入番号—00001 不存在が「預金口座」と知っています。融資担当者のイロハのイです。柳検察官だけが「栄進と金」に邁進して本件詐欺事件話の「被害状況」と「取引状況」を検察官面前供述調書(甲14号証)をデッチ上げたのです。

貴殿の本件詐欺事件話をデッチ上げた「協力預金担保融資」の「取引状況」は、はじめから『この世に存在しない』。

証拠は、

前述したとおり、また第5章で立証したように、オリックスアルファは秋葉原支店と「BISU規制8%」クリア操作する他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証した。

※取引関係書類 (A) 約束手形 (B) 通知預金通帳 (C) 預金払戻解約請求書これらが一体となって「約束手形債権」つまり秋葉原支店が「BIS規制8%」クリア操作をする目的用に作成した預金担保債権流動化目的とした、**預金担保債権**「約束手形債権」(CP) 金融商品一式なのである。

当然預金債権は「指名債権」であるから (D) 「質権設定承諾書」を用いた民法363条、第364条、第467条に則して実行したのである。

証拠は、

平成4年1月16日付け「債権譲渡契約書」です。

甲
第
一
八
號
證
の
一
〇



債権譲渡契約書

平成 4 年 1 月 1 6 日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号

譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社

代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号

譲受人(乙) 株式会社 東海銀行

代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、株式会社 東海銀行を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者(以下、丙という)株式会社ウエイアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾壹億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を発送するものとする。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の取戻のうち、甲の責めに帰すべき事由による取戻が存在しないことを保証する。

なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による取戻が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾貳億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金貳億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種別	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウエイアウトスポーツ

以上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証した。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」-00001(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証した。

1、債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円」（原文まま）と記載されています。

2、 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェアアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」-00001(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14,6%（1億3457万4915円）で合意し「債権譲渡契約書」を締結した。

そこに、本件詐欺事件は存在しない。

柳検察官に回答させるべき「重要」な「職務犯罪行為」の「証」です！

公判検事が裁判所に提出した立証証拠が全てコピー偽造では論外です！

菅首相そして国会議員は「知るべき」大事なことです！
 法曹関係者そして国民が「知るべき」大事なことです！
 報道関係者そして国民が「知るべき」大事なことです！

「罪となるべき事実」を判示した「証拠の標目」
に（甲14号証）が、入っている「事実」です。

「証拠の標目」です。

平成15年(上)20年 25号 20年保

864

- 一 川合潤治の検察官に対する供述調書（甲一四）
 - 一 湯村康（甲一五）及び古館幸衛（甲五一）の司法警察員に対する各供述調書
 - 一 株式会社大分銀行東京支店作成の捜査関係事項照会回答書（甲一七）
 - 一 東京法務局登記官（甲八から一三まで）及び東京法務局大森出張所登記官（甲四一）各作成の各商業登記簿謄本
 - 一 検察事務官作成の電話聴取書（甲一九三）
 - 一 押収してある質権設定承諾依頼書及びこれに対応する承諾書二通（平成七年押第二二五九号の7・8）及び定期預金・市場金利連動型預金・通知預金印鑑紙二通（同号の14・15）
 - 一 金銭消費貸借基本契約書二通（甲二一〇・二二〇）、印鑑証明書一枚（甲二二一）
 - 一 商業登記簿謄本二通（甲二二二・二二三）、御返済金およびお利息の明細「写し二通（甲二二三・二二三）、約束手形二通（甲二二四・二二四）、銀行預金担保差入証二枚（甲二二五・二二五）、通知預金通帳二通（甲二二六・二二六）、預金払戻・解約請求書二つづり（甲二二七・二二七）及び印鑑証明書交付申請書及びこれに対応する証明書一枚（甲二二二）
- 判示第二の事実について
- 一 本谷紘三（甲五）及び小山修（甲二五・二六）の検察官に対する各供述調書
 - 一 石田正彦の司法警察員に対する供述調書（甲二七）
 - 一 協和商工信用株式会社取締役社長石田正彦作成の捜査関係事項照会回答書（甲二四）
 - 一 東京法務局登記官作成の各商業登記簿謄本（甲一八から二二まで）
 - 一 押収してある質権設定承諾依頼書（預金用）及びこれに対応する承諾書二通

- 18 -

- 17 -

皆様、これが「罪となるべき事実」を認定した「証拠の標目」です。

一審第1回から第49回まで、二審第1回から第4回まで、公判審理に用いた証拠は『警察。検察の闇』闇の執行人が「職務犯罪行為」で、全てコピー偽造した証拠で「有罪」を宣告するため開廷した恐ろしい、法廷を明らかにした。

日本という国は「無法国家」ということです。

マネーゲーム「国政と金」利権政治『国家の闇』を国民に隠蔽するためなら金融機関・報道機関・司法機関総掛かりで、はじめから『この世に存在しない』犯罪と承知して一般市民を逮捕・起訴して、裁判所が「有罪」を宣告するための法廷を開廷したのです。

平成4年1月7日、柳検察官が、起訴状（一）「詐欺有印私文書偽造同行使」話と承知して裁判所に提訴した、その立証証拠（甲14号証）をデッチ上げるなどと誰も思っていません。考えてもいません。

柳検察官は、国民の検察官に対する信頼を裏切ったのです。多くの真面目に国民を守っている検察官のことを貴殿は考えましたか？

柳検察官は、政権が「銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」そう政治判断した。大蔵省「銀行局」政府の方針に従って、公益を護る司法検察官として、国と銀行が犯した国際金融犯罪・『国家犯罪』を国民に隠蔽することが職責であり「公務員の義務」としたのです。

そんな「公務員の義務」など、国民は誰も望んでいない。国民の安全と幸福を守ることが「公務員の義務」でありマネーゲーム「国政と金」利権政治を護るのが「公務員の義務」ではない！

柳検察官貴殿は、私を「罪なき犯罪者」に仕立て「29年の時と財産」を奪い取った「職務犯罪行為」の共犯者という、一生後悔する「不幸な出来事」を川合潤治27歳の若者に背負させた罪は、国民が許さないことを、ここに断言する！！